

平成22年度一般廃棄物処理計画（案）

（3月29日修正版）

平成22年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 平成21年度の状況 | 4 |
| 1 平成21年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況 | 4 |
| 2 ごみ処理量の状況 | 4 |
| 第2 平成22年度のごみ処理及びごみの減量目標について | 5 |
| 1 ごみの処理について | 5 |
| (1) 発生見込み量の算定 | 5 |
| (2) 総資源化見込み量の算定 | 7 |
| (3) 総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量） | 7 |
| 2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策 | 8 |
| (1) ごみの減量目標 | 8 |
| (2) ごみ減量達成に向けた施策 | 8 |
| 第3 ごみの排出と収集及び処理 | 10 |
| 1 市指定収集袋による排出 | 10 |
| 2 収集の分別区分及び排出方法等 | 11 |
| 3 適正処理方法 | 12 |
| 第4 燃やすごみの処理 | 14 |
| 第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務 | 15 |
| 1 市民及び事業者の協力義務の内容 | 15 |
| 2 事業者の協力義務の内容 | 15 |
| 第6 処理施設の状況（整備）に関する事項 | 15 |
| 1 可燃ごみ処理施設 | 15 |
| 2 不燃ごみ処理施設 | 16 |
| 3 廃棄物最終処分場 | 16 |
| 第7 動物の死体処理について | 17 |
| 1 市へ届け出るもの | 17 |
| 2 市が収集するもの | 17 |
| 3 処理方法 | 17 |
| 第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について | 17 |
| 1 収集・運搬 | 17 |
| 2 し尿処理施設 | 18 |

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第9 | その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について | 18 |
| 1 | 市が収集しない一般廃棄物の種類 | 18 |
| (1) | 家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収 | 18 |
| (2) | 資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収 | 18 |
| (3) | 適正処理困難物 | 18 |
| (4) | メーカーによる自主回収 | 18 |
| (5) | 特別管理廃棄物（薬局による自主回収） | 18 |
| 2 | 処理方法の変更 | 18 |

燃やすごみの全量の処理を他市町・一部事務組合にお願いしている中で
最大限のごみ減量を目指す

はじめに

(1) 昭和33年から焼却業務を開始した二枚橋焼却場は、昭和42年及び47年の施設更新を経て、数度の施設補修工事等を行いながら、約半世紀という長期にわたり地域の皆さまのご理解の下、焼却炉の運転を継続してきた。この間、施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解・ご協力に深く感謝申し上げます。

しかしながら、この二枚橋焼却場の老朽化は著しいものとなり、二枚橋衛生組合（構成市＝調布市、府中市、小金井市。以下、「組合」という）では、構成各市の可燃ごみを安定的に処理するため、焼却施設の建替計画を検討してきたが、実現には至らず、平成16年には3市の全量を処理できる施設の建替は困難との結論に至った。同年11月に開催された組合議会では、各構成市の将来のごみ処理の方向性が報告されるとともに、平成21年度までの間に調整が整い次第、組合を解散するとの方針を決定した。

その後、構成市間で協議した結果、二枚橋焼却場については平成19年3月末をもって全焼却炉の運転を停止することとなり、その後の構成各市内から発生する可燃ごみの全量の処理を、自らの責任において行うこととした。このため、本市においても可燃ごみを将来に渡り安定的に処理できる新たな焼却施設の建設は喫緊の課題となっている。

こうした中、小金井市では、平成16年5月に国分寺市に対し、小金井市と国分寺市が将来の新ごみ処理施設の建設を含めて燃やすごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において様々な角度から協議・検討を進めているが、現在までのところ、建設用地の決定を含めて新焼却施設の具体的計画の策定には至っていない。

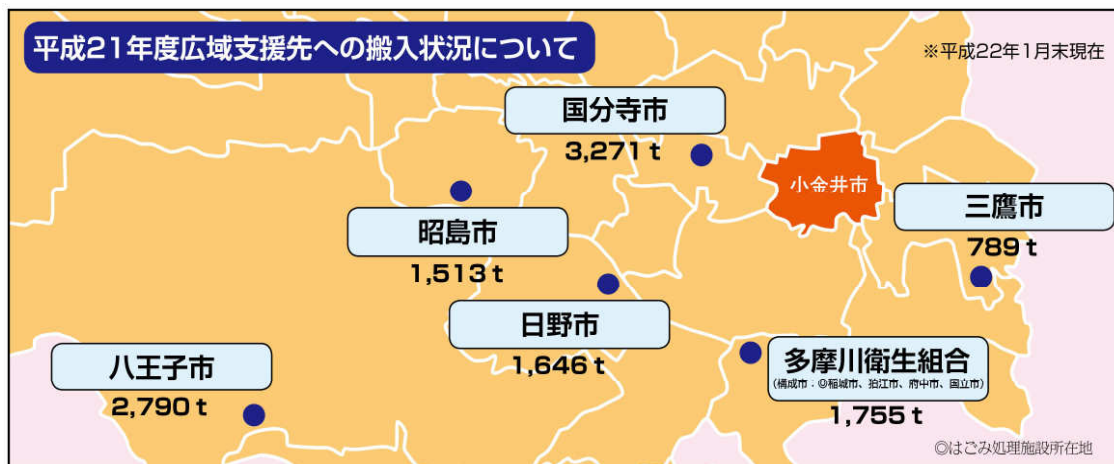
このため、本市は、新施設が完成し稼働するまでの今後10年間程度は、市内から発生する燃やすごみ全量の処理を他市に依存せざるを得ない状況になり、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定（以下「支援協定」という。）に基づき、多摩地域の市・町及び一部事務組合（以下「団体」という。）に、本市の燃やすごみの処理をお願いしなければならない事態となっている。

多摩地域の各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合）に、同20年度は9団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合）の中間処理施設（焼却施設）での支援を受けることができた。ただし、この支援協定に基づく本市の燃やすごみの受け入れは、平成29年4月に新施設稼働させるとした「新焼却施設建設に係るスケジュール」（平成18年11月策定）を確実に進捗させることが条件となっていた。とりわけ、平成21年2月までに新ごみ処理施設の建設場所を決定することは最大の課

題であったが、本市の力不足で予定どおりの事業進捗を図ることができず、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができなくなった。このことにより、平成21年度は緊急的・人道的な立場から6団体（八王子市、昭島市、国分寺市、多摩川衛生組合、日野市、三鷹市）に本市のごみの受け入れをお願いし、焼却処理を継続できることとなった。（別図参照）

平成22年度についても、未だ新焼却施設の建設用地が確定していない現状では、21年度と同様に多摩地域の市または一部事務組合に本市の燃やすごみの受け入れをお願いする他に方法がなく、引き続き、多摩川衛生組合、昭島市、〇〇からのご支援をいただけることとなった。（この部分は、今後の協議の結果を受けて記載）

【別図】



(2) 上記のとおり、新ごみ処理施設の建設事業は市政の最重要課題である。このため、平成21年度においては、組合構成市（調布市・府中市・小金井市）と東京都を交えた協議の場において検討を重ねた結果、まずは、組合解散を優先すべきとの共通認識が得られたことから、構成各市は、平成21年第4回市議会定例会へ組合解散に必要となる関連議案を提出し、平成22年1月までにそれぞれの市において議決されたことにより、二枚橋衛生組合は、当該年度の末日をもって組合を解散することとなった。

(3) 他方、本市では、平成22年3月に建設場所決定に向けた市民説明会を開催し、「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」からの答申（平成20年6月）に基づき、二枚橋焼却場用地を施設建設場所として決定したいとする方針を、市民の皆さまに説明したが、地元を中心に建設に反対する意見も根強い状況である。

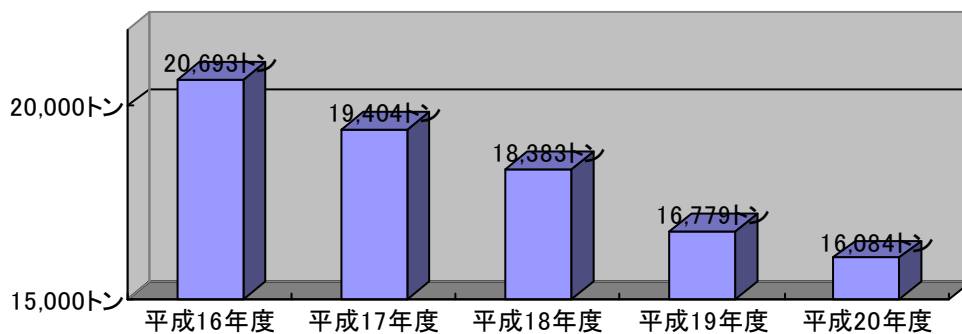
また、現時点で本市の跡地利用に関し、関係市のご理解を得るには至っていないが、当該跡地に新ごみ処理施設を建設するためには、組合解散後の用地全体を確保する必要があることから、調布市及び府中市に対し、それぞれが権利を有する土地の譲渡等について、ご理解を求めていく必要がある。

(4) 平成20年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり675.5グラムと多摩地域では最小となっており、全国的に見ても高いレベルにあると言える。このようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみリサイクル袋等による古紙類の分別などの施策を背景に、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の減量努力によるものであり、心から感謝する次第である。

しかし、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する燃やすごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない現状の中で、施設周辺にお住まいの皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、平成22年度もさらなるごみ減量を目指す必要がある。

このためには、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、最大限のごみ減量を進めなければならない。市では、引き続き市民の皆さまに更なるご理解・ご協力をお願いし、下記のとおり平成22年度一般廃棄物処理基本計画を策定するものである。

【燃やすごみ処理量の推移】



平成19年度以降、本市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった焼却施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位に、深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

第1 平成21年度の状況

1 平成21年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

(1) 新たに実施することとした施策として、市民が考えるごみ減量アイデアの募集、事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の創設、およびペットボトルのキャップの拠点回収は実施した。転入者へのマイバッグの配布は実施したが、レジ袋削減の推進については、事業者との協働による啓発活動等さらなる取組みの工夫が必要である。

市内小中学校の児童・生徒を対象とした、ごみの発生抑制と減量に関する啓発については、一部の学校に対しては実施したが、引き続き教育委員会等と連携し、児童・生徒に対する環境教育の推進とごみに関する意識の向上を図る。

(2) 充実させることとした施策として、単身者専用住宅におけるごみの排出指導については、指導班体制を構築し、プラスチックごみの排出を中心として、一般家庭の指導と平行しながら実施した。古紙の排出については、ざつがみリサイクル袋活用による分別しやすい環境づくりの指導をした。

(3) 大規模事業所及び中小の事業所の指導、販売事業者の特定容器等の回収・処理の拡充、市ホームページの有効活用によるごみ減量施策の情報提供は実施した。また、ごみゼロ化推進会議の活動の拡充および事業者、市民団体と協働したごみ減量活動およびマイバッグ持参運動の推進を図った。

(4) 生ごみ堆肥化事業の拡充、一般家庭の剪定枝の一部資源化、市施設ごみゼロ化行動計画の実行による、市庁舎及び公共施設のごみ排出量の削減を図った。

2 ごみ処理量の状況

(1) 平成21年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量21,137tに対し、その実績は19,863tになる見込みである。

(2) 平成21年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア 可燃系ごみを平成20年度の処理量と比較して5%減とする。

イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成20年度の処理量と比較して1%減とする。

市民1人1日あたりの発生量の目標 669g（集団回収29gを除く）
これに対する平成21年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみ処理量4.0%減、不燃系ごみ処理量0.4%増となる。可燃系ごみについて、減量はし

ているが平成21年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

二枚橋焼却場の全焼却炉が停止したことにより、平成19年4月から本市は燃やすごみの全量の処理を、多摩地域の市・町及び一部事務組合に依頼している。

これにより、「ごみ非常事態宣言」を発し、全市一丸となつてごみ減量に取り組んできたところであるが、平成20年度は、可燃系ごみについて減量目標の5%に届かず4.1%の減量であった。平成21年度においても、減量はしているものの減量幅は縮小傾向にある。さらに、不燃系ごみについては微増の見込みである。

これは、一般家庭を中心としたごみ減量啓発は一定行渡つた状況があるが、市の施策や啓発が伝わりにくい単身世帯や集合住宅への対応、また、事業者との協働によるごみ減量に向けた取り組みが十分でなかったと考えられる。

しかし、本市は、ごみの発生抑制およびリサイクルにおいて、全国でも高いレベルに位置しており、一定の評価を得ているところである。

今後、ごみ減量の目標達成に向けて、生ごみの水切りおよび古紙の分別に着眼した徹底指導、また、事業者に対する啓発指導、継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日当たりの発生量は651g（集団回収30gを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成22年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第2 平成22年度のごみ処理及びごみの減量目標について

1 ごみの処理について

(1) 発生見込み量の算定

単位：t

| 種 類 | | 平成22年度見込み | 平成21年度見込み |
|---------|-----|-----------|-----------|
| 可燃系 | ごみ | 15,759 | 15,710 |
| | 資源物 | 6,566 | 6,546 |
| 不燃系 | ごみ | 4,119 | 4,106 |
| | 資源物 | 1,883 | 1,878 |
| 有害ごみ | | 47 | 47 |
| 合 計 (A) | | 28,374 | 28,287 |

(算出方法)

- 見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理見込み量」と「資源物回収による資源化見込み量」とし、それらを合算したものである。

2 発生見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

| |
|--|
| ○ <u>平成21年度見込み</u> = 平成21年4月～9月発生量実績 + 平成21年10月～平成22年3月発生見込み量（*） （*）平成21年10月～平成22年3月発生見込み量 = 平成20年10月～平成21年3月発生量実績 × 平成21年4月～9月発生量実績の前年増減率 一部項目は、増減率を6月～9月の実績値で推計した。また、増減率の算出が困難な項目については、21年度発生見込み量を21年度上半期実績値、もしくは19年度下半期実績値等を参考とし推計した。 |
| ○ <u>平成22年度見込み</u> = 平成21年度発生見込み量 × 人口伸び率（予測） { ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の伸び率のみを加味 } したものである。 |

① ごみ処理見込み量及び目標値（別紙 平成22年度ごみ処理フロー図参照）

単位：t

| 分別区分 | 処理方法 | 平成22年度 目標値 | 平成22年度 見込み | 平成21年度 見込み | | |
|-------|---------------|----------------------------|---|---------------|---------|-------|
| 可燃系ごみ | 燃やすごみ | 焼却 | 14,696 | 15,469 | 15,420 | |
| | 粗大ごみ (可燃系) | 資源化 (B) | 木質粗大ごみをチップ化 | 234 | 246 | 246 |
| | | ふとんを固形燃料化 | 42 | 44 | (*1) 44 | |
| | 小計 | | 14,972 | 15,759 | 15,710 | |
| 不燃系ごみ | プラスチックごみ | 資源化 (C) | プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化 | 1,576 | 1,592 | 1,586 |
| | | 廃プラスチック類をケミカルリサイクル (*2) | 429 | 433 | 432 | |
| | 燃やさないごみ | 破碎・選別 資源化 (D) | 鉄等金属を資源化 | 409 | 413 | 412 |
| | | | 燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル(*2) | 1,506 | 1,521 | 1,516 |
| | 粗大ごみ (不燃系) | 埋め立て | 158 | 160 | 160 | |
| 小計 | | 4,078 | 4,119 | 4,106 | | |
| 有害ごみ | 一部資源化・埋め立て | 47 | 47 | 47 | | |
| 合計 | | 19,097 | 19,925 | 19,863 | | |

(算出方法)

- 平成22年度見込みは平成21年度見込みに人口伸び率（予測）を乗じたものである。
- 平成22年度目標値は、8頁2(1)「ごみの減量目標」の数値を反映させて得た数値である。
 (1) 可燃系ごみ：平成22年度目標値（平成22年度見込み×減量目標5%）
 (2) 不燃系ごみ：平成22年度目標値（平成22年度見込み×減量目標1%）
- 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量152t（見込み）、及び一般家庭から

出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。

(*1) ふとんは、平成21年度はサーマルリサイクル

(*2) ケミカルリサイクルとは、ガス化して燃料等にするほか、発生した固形物を工業用原料等として再生することをいう。

② 資源物回収による資源化見込み量

単位：t

| 分別区分 | | 資源化見込み量 | |
|--------|------------|-----------|-----------|
| | | 平成22年度見込み | 平成21年度見込み |
| 可燃系資源物 | 古紙 | 5,742 | 5,724 |
| | 布 | 714 | 712 |
| | 枝木・草葉 | 105 | 105 |
| | 乾燥生ごみ | 5 | 5 |
| | 小計 | 6,566 | 6,546 |
| 不燃系資源物 | びん | 1,072 | 1,069 |
| | 空き缶 | 363 | 362 |
| | ペットボトル | 322 | 321 |
| | トレイ | 15 | 15 |
| | 金属(注) | 109 | 109 |
| | ペットボトルキャップ | 2 | 2 |
| | 小計 | 1,883 | 1,878 |
| 合計(E) | | 8,449 | 8,424 |

*「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(注)「金属」はスプレー缶を含む。

(2) 総資源化見込み量の算定

単位：t

| 区分 | 収集後資源化見込み量 (B)+(C)+(D) (注)1 | | 資源物回収による 資源化見込み量 (E) (注)2 | | 総資源化見込み量 合計(F) | |
|----------|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 平成22年度 見込み | 平成21年度見 込み(注)3 | 平成22年度 見込み | 平成21年 度見込み | 平成22年 度見込み | 平成21年度 見込み |
| 総資源化見込み量 | 4,249 | 4,192 | 8,449 | 8,424 | 12,698 | 12,616 |

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破碎施設等での中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

3 ふとんは、平成21年度はサーマルリサイクルのため資源化見込み量に含めない。

(3) 総資源化率見込み (総資源化見込み量/発生見込み量：F/A)

44.8% (参考：平成20年度42.8% 平成21年度(見込み)44.6%)

なお、焼却灰のエコセメント化を1,619tと見込み、総資源化率に加味すると、50.5%となる。

2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策

(1) ごみの減量目標

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の可燃ごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場は老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至った。このことにより平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発し、この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ、諸施策を積極的に展開し一定の成果を上げてきたが、平成21年度においては可燃系ごみの減量率が前年度に比べて伸び悩んでいる傾向にある。

多摩地域の多くの処理施設に可燃ごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては微増が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す目標として、平成22年度の減量目標を設定する。

平成22年度の減量目標

① 可燃系ごみ：平成21年度の処理量と比較して**5%減**

② 不燃系ごみ(有害ごみを除く。)：平成21年度の処理量と比較して**1%減**

* 市民1人1日あたりの発生量の目標 631g (集団回収分30gを除く)

参考 平成20年度実績 676g (集団回収28gを除く)

平成21年度見込み 651g (集団回収30gを除く)

* 6頁①「ごみ処理見込み量及び目標値」の項参照

(2) ごみ減量達成に向けた施策

* 施策を実行することにより減量効果が推計できるものについて、本項末尾に記載した。

① 新たに実施する施策

ア 乾燥生ごみの戸別回収を実施し、生ごみ堆肥化事業の拡充を図る。

イ JA・直売会と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物を市内販売事業者が販売することにより、地域循環型社会の構築を実現する。

ウ 電動式生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を実施し、機器利用者の拡大を図るとともに生ごみの減量を図る。

エ 市が設置した大型生ごみ処理機を町会、自治会等が中心となって市民が自ら管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。

オ 中間処理場事務所棟の研修ホールに新たな展示物の設置をする。

② 充実させる施策

- ア 「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況及び生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策等周知する。
- イ 単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、指導班体制による指導及びぎつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行う。
- ウ 小金井市ごみゼロ化推進会議の活動について、環境問題に関連する市民団体と協働し、市民、事業者、行政が一体となったノーレジ袋及びマイバッグ持参運動等ごみ減量活動を実行する。
- エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上を図る。
- オ 事業者と連携したごみ減量
 - ㊦ リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
 - ㊧ 事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用による事業系生ごみの減量を推進する。
 - ㊨ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。
- カ 市施設ごみゼロ化行動計画を実行し、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。

③ 継続する施策

- ア 集団回収について、団体の実施状況を広報するなど行政のサポートにより資源回収における市民意識の向上と活動の活性化を図る。
- イ 大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。
- ウ 市内公立学校等の給食残渣等について、生ごみ処理機による資源化を図る。
- エ 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を利用し、乾燥型生ごみ処理機による乾燥生ごみを持参した者に対し、収穫物の配布等サポートを行うとともに、継続的な使用を促し、アンケート調査等により利用状況の把握に努める。
- オ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。
- カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

④ 実施に向けて検討する施策

- ア 市内販売事業者と自主協定を締結し、レジ袋の削減を図る。
- イ 事業者と連携し、簡易認証制度を検討する。
- ウ 転入者のための「ごみに関する相談コーナー」を設置し、雑紙リサイクル袋の配布およびごみの適正な排出方法を指導する。
- エ アドバイザー制度を実施することにより、生ごみの水切り、古紙の徹底分別を中心としたきめ細かい排出指導を全市的に行う。

* 施策を実行することにより減量効果が推計できるもの

(単位：t)

| 減量方法 | 算出方法 | 減量効果 |
|-------------------------------------|--|------|
| 1 古紙の分別を徹底した場合の減量 | ① 1人1日あたりの燃やすごみの量×15.3%(*1)×365日 =1人が1年間古紙混入を防止した場合の減量ア ② ア×114,097人×20%(*2) *1 古紙混入割合：平成17年度組成分析調査時の値 *2 指導の効果を指す目標：全人口の20%に対する新たな効果を見込む。 | 428 |
| 2 水切りを徹底した場合の減量 | ① 1世帯1日の生ごみ排出量×9.65%(*1)×365日 =1世帯が水切りした場合の1年間の減量(一般世帯：ア、単身世帯：イ) ② (ア×30,656世帯+イ×24,843世帯)40%(*2) *1 水切りによる減量率：平成22年1月調査による。 *2 指導の効果を指す目標：全世帯の40%に対する新たな効果を見込む。 | 189 |
| 3 生ごみ処理機による減量 | (1) 生ごみ処理機使用による平成22年度の新たな減量(投入量) 1世帯1年間の投入量×生ごみ処理機の台数(*) * 22年度新たに1年間、継続的に稼働する生ごみ処理機の台数 | 27 |
| | (2) ごみとして出していた生ごみ乾燥物を回収することによる減量 ① 1世帯1年間の投入量×1年間の乾燥型生ごみ処理機の継続的稼働台数×1/7(*1) =市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量ア ② ア×39%(*2)=生ごみ乾燥物がごみとして出されていた量 *1 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率 *2 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合：平成21年度アンケート調査による。 | 9 |
| | 合 計 | 653 |
| 平成22年度の可燃生ごみの発生見込み量15,759tに対する減量の割合 | | 4.1% |

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

- ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ
- イ 事業系一般廃棄物(古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。)

2 収集の分別区分及び排出方法等

| 分別区分 | ごみの内容 | 排出方法 | 備考 |
|----------|---------------------------------------|--|--|
| 燃やすごみ | 生ごみ・貝殻・紙おむつ・草木・紙くず類・衛生上焼却するものなど | 市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつは透明又は半透明の袋に入れて排出する。 | 4袋（束）以上の草木は資源化（枝木・草葉の項参照） |
| プラスチックごみ | ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック | 市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。 | |
| 燃やさないごみ | 小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど | 市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 | 家電リサイクル法対象外の小型家電 |
| 有害ごみ | 乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター | 透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 | |
| 粗大ごみ | 家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など | 申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。 | |
| 枝木・草葉 | 枝木・落ち葉・雑草等の草木 * 4袋（束）以上に限る | 申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ50cm以内、1本の直径10cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。 | 3袋（束）以下は燃やすごみで排出する。（排出方法は枝木1本の長さ40cm以内、1本の直径4cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。） |
| 乾燥生ごみ | 家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ | 乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 （透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設10箇所）で拠点回収に持参可） | 拠点回収は随時可 |
| 古紙・布類 | 新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類 | 8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可） ☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。 | 紙パックの拠点回収は随時 |

| | | | |
|------------|--------------------------|--|-----------------------|
| スプレー缶 | スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど | 中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 | |
| 空き缶 | 飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など | 中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 ペットボトルのふたは取って排出する。 (空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可) | 空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時 |
| 金属 | なべ・釜・やかんなど | | |
| ペットボトル | 飲料用・醤油等調味料用 | | |
| びん | ガラスびん | | |
| トレイ | 発泡スチロール製トレイ | 洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参 | 随時 |
| ペットボトルキャップ | ペットボトルのキャップ | 洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。 | 随時 |

3 適正処理方法

(1) 収集方法

| 分別区分 | 収集回数等 | 収集方法 | |
|------------|------------|---|---|
| 燃やすごみ | 週2回 (委託) | 種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。 | |
| プラスチックごみ | 週1回 (委託) | | |
| 燃やさないごみ | 2週に1回 (委託) | | |
| 有害ごみ | 2週に1回 (委託) | | |
| 粗大ごみ（注） | 随時 (直営) | | |
| 枝木・草葉 | 指定日 (委託) | | |
| 乾燥生ごみ | 週1回 (直営) | | |
| 古紙・布類 | 週1回 (委託) | | |
| スプレー缶 | 2週に1回 (委託) | | 種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。 |
| 金属 | | | |
| 空き缶 | | | |
| ペットボトル | | | |
| びん | 随時 (委託) | 種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。 | |
| トレイ | | | |
| 紙パック | | | |
| ペットボトルキャップ | 随時 (直営) | | |

(注) 家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

(2) 処理方法

| 分別区分 | 中間処理 | | 最終処理及び資源化 |
|---------------|---|-----------|--|
| | 処理方法 | 処理場所 | |
| 燃やすごみ | (委託) 焼却 家庭系一般廃棄物 | 支援先焼却施設 | ☆焼却灰をエコセメント化（二ツ塚処分場） |
| | (委託) 焼却 事業系一般廃棄物 | 民間処理施設 | ☆焼却・熔融（ガス化熔融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化）（民間処理施設） |
| プラスチック ごみ | (委託) 選別 ☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック | 民間処理施設 | ☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化 |
| | (委託) 選別 ☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック | | ☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル（民間処理施設） |
| 燃やさない ごみ | (委託) 破碎・選別 ☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ | 小金井市中間処理場 | ☆鉄・アルミ等金属を資源化（民間処理施設） ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル（民間処理施設） ☆不燃ごみは埋立処分（二ツ塚処分場） |
| 有害ごみ | (委託) 破碎 ☆蛍光管 ☆ライター 選別 ☆乾電池 ☆水銀体温計 | 小金井市中間処理場 | ☆一部資源化・埋立処分（民間処理施設） |
| 粗大ごみ (可燃系) | (委託) 木質家具等は板状に分解 * ふとんは中間処理をしていない | 小金井市中間処理場 | ☆木質家具等をチップ化（民間処理施設） |
| | | | ☆ふとんを固形燃料化（民間処理施設） |
| | | | ☆再使用可能なものを修理し販売（シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所） |

| | | | |
|---------------|--|--------------|--------------------------------|
| 粗大ごみ (不燃系) | (委託) 選別・プレス ☆自転車・保管庫等大部分が金属のもの 破碎・選別 ☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ | 小金井市中間処理場 | ☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設) |
| | ☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) | | |
| | ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) | | |
| | ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場) | | |
| | ☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所) | | |
| 枝木・草葉 | (委託) チップ化 | 民間処理施設 | 堆肥化(民間処理施設) |
| 乾燥生ごみ | | | 堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)および民間処理施設 |
| ペットボトル | (委託) 選別・プレス | 小金井市中町中間処理施設 | 一部を(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し資源化 |
| | | | 一部を民間処理施設で資源化 |
| スプレー缶 | (委託) 穴あけ・プレス | 小金井市中間処理場 | 資源化(民間処理施設) |
| 金属 | (委託) 選別 | 小金井市中町中間処理施設 | |
| 空き缶 | (委託) 選別・プレス | | |
| 布 | (委託) 選別 | | |
| びん | (委託) 選別 | 民間処理施設 | |
| 古紙 | | | |
| トレイ | (委託) 選別・減容 | 民間処理施設 | |
| ペットボトルキャップ | | | NPO法人に寄付し資源化 |

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

第4 燃やすごみの処理

- 平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止したことに伴い、小金井市は国分寺市と燃やすごみの共同処理を目指し、新ごみ処理施設(平成29年4月稼働予定)が稼働するまでの間、多摩地域の市・町及び一部事務組合に燃やすごみの全量の処理をお願いしなければならない。
- 平成22年度における燃やすごみの処理委託先については、当面、多摩川衛生組合、昭島市及び八王子市にご支援をいただくこととなるが、年間を通じての処理先を確保するには至っていない。このため、可燃ごみを安定的に処理するため、今後も全力をあげて支援要請を行うものとする。

第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭および事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) 4R、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用に努めるとともに、廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売に努める。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売りおよび簡易包装の推進等、また、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

第6 処理施設の状況（整備）に関する事項

1 可燃ごみ処理施設

- (1) 小金井市、調布市、府中市（国道20号以北）の燃やすごみを焼却処理してきた二枚橋焼却場（調布市野水）は、経年による施設の老朽化のため平成19年3月末日をもって、全焼却炉の運転を停止した。
- (2) 小金井市では、二枚橋焼却場の老朽化を考慮し、平成16年5月、国分寺市に対し燃やすごみの共同処理の申し入れを行い、国分寺市と燃やすごみを共同処理する新焼却施設建設に係るスケジュールを策定の上、平成18年10月31日に開催された市議会全員協議会での議論を経て、同年11月6日に国分寺市に提示した。
- (3) また、小金井市焼却施設問題等検討委員会（庁内検討委員会）において建設候補地2か所（ジャノメマシン工場跡地及び二枚橋焼却場用地）の選定を行い、平成19年1月11日付けで国分寺市に提示し、この後、同年6月10日には、「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問した。同委員会は、1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場用地を選定する」との答申を提出し終了した。

- (4) この後、本市は平成20年7月に二枚橋焼却場の跡地利用について、調布市・府中市に対し協議の申し入れを行ったが、両市から跡地利用を「了」とする回答は得られず、建設スケジュールに基づく建設場所の決定を延期することとなった。この状況を考慮した東京都は、平成21年2月に広域的行政の見地から協議の場を設置するとの提案が行われ、本市は、この協議の場における議論も参考としながら、平成21年度中には一定の結論を得られるよう、関係団体との調整を行うこととなった。
- (5) この協議会では、構成市間において「まずは、組合解散を優先課題とすべき」との合意に達したことから、精力的な調整を行ったところ、平成22年1月には組合解散に必要な関連議案が構成各市それぞれの市議会で議決されるに至り、昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、平成22年3月で解散することが決定した。
- (6) 組合解散に伴い、跡地は等積で3分割し、今後、各構成市に所有権が移転されることとなるが、現時点においては小金井市の跡地利用について了承が得られていない状況である。しかしながら、本市は跡地利用に係る市の方針を明確に定める必要があることから、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定し、引き続き調布市・府中市に跡地利用のご理解を求めるとともに市民とりわけ周辺住民への丁寧な説明を行いながら、新ごみ処理施設の建設事業を推進するものとする。

2 不燃ごみ処理施設

施設名 小金井市中間処理場

所在地 東京都小金井市貫井北町1-8-25

形式 高速回転複合式堅型破碎機

処理能力 30t/5h (30t/5h×1基)

現状 燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。

また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コースを充実するとともに、展示ホールを設置し、環境教育にも役立つ施設とした。

3 廃棄物最終処分場

施設名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
(東京たま広域資源循環組合)

所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地

構成市 小金井市を含む多摩地域25市1町

現 状 小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破碎処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万^m³で、1人あたりでみると約1^m³であったが、平成21年3月までに44.1%の埋立が終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋立量の削減に努めている。

第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

(1) 市に処理申込みがあったペットの死体

(2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位：k^l

| | 排出者 | 収集・運搬 見込み量 | 収集地域 | 収集回数 | 収集方法 |
|--------------|------|---------------|----------|------|-------------------------|
| し尿・ 浄化槽汚泥 | 一般家庭 | 74 | 市内 全域 | 月2回 | (委託) バキューム車に よる収集 |
| | 事業者 | | | 随時 | |

2 し尿処理施設

施設名 湖南処理場（湖南衛生組合）
所在地 東京都武蔵村山市大南5-1
形式 希釈前処理方式
処理能力 6kℓ/日
構成団体 小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市
現状 組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化から劣化が進んだため改修工事をおこなわれた。併せて、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。
混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物の種類

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
(家電リサイクル法に基づく販売店による回収)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)
- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等
(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収(適正処理困難物))
- (4) オートバイ
(メーカーによる自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(薬局による自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

